

厚生労働省発障0302第5号
令和5年3月2日

各 $\left(\begin{array}{ccccc} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} & \text{知事} \\ \text{指} & \text{定} & \text{都} & \text{市} & \text{市長} \\ \text{中} & \text{核} & \text{市} & \text{市} & \text{市長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和4年12月2日から適用することとされたので通知する。

ただし、交付要綱4（1）の新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）及び（5）の障害福祉サービス等支援体制整備事業（追加協議分）については令和4年4月1日から、交付要綱4（4）のこどもの安心・安全対策支援事業については令和4年9月5日から適用することとされた。

別紙

令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱

（通則）

- 1 令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）については予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 障害者総合支援法等に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することや新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止対策に伴って生じる課題への対応を目的とする。

（定義）

- 3 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。
 - （1）「市町村等」とは、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合をいう。
 - （2）「社会福祉法人等」とは社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体をいう。

（交付の対象）

- 4 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - （1）新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）

令和4年12月16日障発1216第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」による次に掲げる事業

 - ① 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業及び障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
 - ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
 - イ 市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
 - ② 緊急時の応援に係るコーディネート等支援事業
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(2) 障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）

令和5年2月16日障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」による次に掲げる事業

- ア 都道府県、指定都市及び中核市が行うロボット等導入支援事業
- イ 都道府県、指定都市及び中核市が行うロボット等導入促進のための事業
- ウ 市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行うロボット等を導入する事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

(3) 令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業

令和5年2月16日障発0216第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ア 都道府県、指定都市及び中核市が行うICT導入モデル事業
- イ 都道府県、指定都市及び中核市が行うICT導入のための研修事業
- ウ 市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行うICT導入モデル事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

(4) こどもの安心・安全対策支援事業

令和5年2月28日障発0228第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱」により次に掲げる事業

① 送迎用バスの改修支援事業

- ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う送迎用バスの改修支援事業
- イ 市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行う送迎用バスの改修支援事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

② ICTを活用した子どもの見守り支援事業

- ア 都道府県、指定都市及び中核市が行うICTを活用した子どもの見守り支援事業
- イ 市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行うICTを活用した子どもの見守り支援事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

③ 登降園管理システム支援事業

- ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う登降園管理システム支援事業
- イ 市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行う登降園管理システム支援事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

(5) 障害福祉サービス等支援体制整備事業（追加協議分）

令和4年12月13日障発1213第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉サービス等支援体制整備事業（追加協議分）実施要綱」に基づき、都道府

県、指定都市及び中核市が行う事業

(交付額の算定方法)

- 5 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第2欄の事業ごと（4の（2）、4の（3）、4の（4）②及び③については、施設又は事業所ごと）の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする（4の（4）①は除く）。

(1) 直接補助事業

- ① 4の（1）の①のア、②のア、（2）のイ、（3）のイ及び、（5）の事業

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

- ② 4の（2）のア、（3）のア、（4）の②のア及び、③のアの事業

施設又は事業所ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

- ③ 4の（4）の①のアの事業

施設又は事業所ごとに別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

- ① 4の（1）の①のイの事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

- ② 4の（1）の②のイの事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

- ③ 4の（2）のウ及び、（3）のウの事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

④ 4の(4)の①のイの事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ 施設又は事業所ごとに、アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

⑤ 4の(4)の②のイ及び、③のイの事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ 施設又は事業所ごとに、アにより選定された額に5分の4を乗じた額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(補助金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)には、別紙様式 2 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長は厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(9) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長は、補助金と事業に係る予算及び決算との関

係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 都道府県及び指定都市、中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(11) 都道府県及び指定都市、中核市は、間接補助金を社会福祉法人等に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1) から (7) までに掲げる条件。

この場合において、都道府県にあっては (2)、(3)、(4) 及び (6) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5) 中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

指定都市・中核市にあっては (2)、(3)、(4) 及び (6) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「指定都市・中核市の長」と、「国庫」とあるのは「指定都市・中核市」と、(5) 中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「指定都市・中核市の長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式 2 に準じた様式により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、都道府県知事、指定都市・中核市の長に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市及び中核市に返還しなければならない。

ウ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) 都道府県、指定都市、中核市が市町村等（指定都市、中核市を除く。）に間接補助金を交付する場合は、以下の条件を付さなければならない。

ア (1)、(2)、(3)、(4) 及び (7) に掲げる条件。

この場合において、(2)、(3)、(4) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事又は指定都市・中核市の長」と読み替えるものとする。

イ 市町村等は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の既定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ（５）及び（６）に掲げる条件。

この場合において、（５）中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事、指定都市・中核市の長の」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事、指定都市・中核市の長の承認」（６）、中「国庫」とあるのは「都道府県・指定都市・中核市」と「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事、指定都市・中核市の長の承認」と読み替えるものとする。

- （13）（11）及び（12）により付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市・中核市の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- （14）間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （15）補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（申請手続）

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

都道府県知事、指定都市市長、中核市市長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

9 この補助金の交付決定後の事情の変化により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8 に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

10 この補助金の交付決定までの標準期間は、次のとおりとする。

厚生労働大臣は、8 又は 9 による交付申請書が到達した日から速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（実績報告）

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

都道府県知事、指定都市市長、中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式 4 による事業実績報告書に関係書類を添えて、別途定める日（7（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により 5、8、9 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 区分	2 事業名	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(令和4年度第二次補正予算分)	厚生労働大臣が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金(上記の経費のうち4の(1)の①のア、②のアの事業実施に必要な経費に限る。	$\frac{2}{3}$
	障害福祉分野のロボット等導入支援事業(令和4年度第二次補正予算分)	施設等に対する導入支援 ・ 障害者支援施設 1施設あたり 2,100千円 ・ グループホーム 1事業所あたり 1,500千円 ・ その他事業所 1事業所あたり 1,200千円	障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費(ロボット等の購入費用に限る。)、使用料及び賃借料(ロボット等の使用に要する費用に限る。)、役務費(ロボット等の初期設定に要する費用に限る。)、補助金	$\frac{1}{2}$
		都道府県による導入促進 1自治体あたり 1,630千円	障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$

	令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業	ICT導入モデル事業 1施設又は事業所あたり 1,000千円	ICT導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	$\frac{1}{2}$
		ICT導入のための研修事業 284千円	ICT導入のための研修事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$
	こどもの安心・安全対策支援事業	ア 送迎用バスの改修支援事業 1台あたり175千円までを上限とした実費に対する定額補助	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	定額
		イ ICTを活用した子どもの見守り支援事業 1事業所あたり200千円	ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	$\frac{3}{5}$
		ウ 登降園管理システム支援事業 ①端末購入を行わない場合、 1事業所あたり200千円 ②端末購入を行う場合、 1事業所あたり700千円	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	$\frac{3}{5}$

	障害福祉サービス等支援体制整備事業(追加協分)	厚生労働大臣が必要と認めた額	福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取得促進に係る事業所への助言・指導に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	$\frac{10}{10}$
間接補助事業	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(令和4年度第二次補正予算分)	厚生労働大臣が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金(上記の経費のうち4の(1)の①のイ、②のイの事業実施に必要な経費に限る。	$\frac{2}{3}$
	障害福祉分野のロボット等導入支援事業(令和4年度第二次補正予算分)	施設等による導入支援 ・障害者支援施設 1施設あたり 2,100千円 ・グループホーム 1事業所あたり 1,500千円 ・その他事業所 1事業所あたり 1,200千円	障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費(ロボット等の購入費用に限る。)、使用料及び賃借料(ロボット等の使用に要する費用に限る。)、役務費(ロボット等の初期設定に要する費用に限る。)、補助金	$\frac{2}{3}$
	令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業	ICT導入モデル事業 1施設又は事業所あたり 1,000千円	ICT導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	$\frac{2}{3}$

	<u>こどもの安心・安全対策支援事業</u>	<u>ア 送迎用バスの改修支援事業</u> <u>1台あたり175千円までを上限とした実費に対する定額補助</u>	<u>送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</u>	<u>定額</u>
		<u>イ ICTを活用した子どもの見守り支援事業</u> <u>1事業所あたり200千円</u>	<u>ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</u>	<u>3</u> <u>4</u>
		<u>ウ 登降園管理システム支援事業</u> <u>①端末購入を行わない場合、</u> <u>1事業所あたり200千円</u> <u>②端末購入を行う場合、</u> <u>1事業所あたり700千円</u>	<u>登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</u>	<u>3</u> <u>4</u>